

【別紙2】

審査の結果の要旨

氏名 米山忠寛

本論文は、政党内閣の終焉（1932年）から日米戦争期（1941～45年）までの政党の動向を再考したものである。すなわち、政党が政権を掌握するという意味での「政党政治」の慣行が崩壊しても、明治憲法に基づく政治という意味での「立憲政治」が継続せざるをえないという見通しの下に、政党がいかに後者を受け入れ、それによって自らの存命を模索したかを検討している。

巨視的にみて、1930年代は対外戦争が拡大し、政党が発言力を縮小させつつそれに追隨した時代である。したがって、政党の動向を、軍部や戦争にいかん抵抗したか、あるいは屈服したか、という図式で解釈することは避けがたい。だが本論文はあえてこの図式から距離をとり、政党が戦争に協力することを通じていかに「立憲政治」に回帰し、自らの発言力の回復を図ったか、に関心を集中させる。参照に値する試みであるといえよう。

本論文の各章では、第一節で政党・議会の権力闘争のあり方、第二節で憲法に基づく政治をいかに構想するかをめぐる論争、を検討する。第三節では、政党の戦時体制への具体的な関与を検証するために、税制をめぐる政策論議を扱う。

第一章が、政党内閣終焉から二・二六事件までの四年間、第二章が二・二六事件を経た日中戦争の時期、第三章が日米開戦以後の時期を扱っている。

以下、内容の要旨を紹介する。

第一章「危機の時代 1932～36年」は、政党が政党内閣終焉後の自らの存在意義を明らかにできず、模索していた状況を描いている。

第一節では、「政党政治」の正統性が、イギリスにおける三党鼎立といった海外の情勢や、政権をになえる人材の補給が官界から途絶えたことで、低下しつつあったことを指摘する。そこで、党外の人材を擁立する動きがあったが、この時期には実を結ばなかった。

政友会では鈴木喜三郎総裁が引退すると、前田米蔵が中島知久平や近衛文麿の擁立を模索する。しかし鳩山一郎との競合を強いられた。

民政党も、宇垣一成を総裁に迎えることに失敗し、かつ次代を担うと囑望され、近衛とも折衝していた川崎卓吉が急死したため、町田忠治が総裁を続ける。

近衛は現状のままの政党に擁立されても主導権は発揮できないと考え、両党からの働きかけに応じようとしなかった。

第二節では、既成政党の常套句であったファシズム批判が、「議会政治」は擁護できても「政党政治」は擁護できなかったことを踏まえ、国体明徴運動とは、まさにこの間隙を、

ファシズムと政党政治の双方を批判することで、衝くものであったと論ずる。それは「政党政治」への打撃ではあったし、美濃部達吉の論争的な態度が事態をより劇的で困難なものとした。しかし一方で国体明徴運動は、政党内閣に固執せず、議会に立脚して失地回復を狙うという、以後の政党の政治戦略を予示するものでもあった。

第三節では、満州事変以降の租税政策を検討している。高橋是清蔵相は増税と負担の平等化には消極的であったが、その必要性は広く認識されていた。高橋在任中から「非常時」によって生ずる所得配分の不均衡を是正するために臨時利得税が導入されており、二・二六事件後には馬場鑓一蔵相が抜本的な税制改革に着手する。だが、経済界の反発と内閣の交代により実現は先送りとなった。

こうした平等化の要請は、恐慌対策の中で顕在化した都市・農村の格差が「非常時」ゆえに先鋭化したものである。筆者はこれによって、戦時期にも「平時」の延長で理解しうる重要な側面があることを指摘しており、次章以下において、議会による協力と一定の存在感を示す伏線としている。

第二章「再編の時代 1937～40年」は、自らの役割を戦争遂行に協力しつつその合理化を図ることへと再編する試みが、政党側で本格化した時期を描いている。

第一節では、1937年の総選挙の結果やその後の政権運営が既成政党を排除することの困難を確認させる一方で、政党の政権復帰もかなわなかったことを、背景要因として重視する。政友会内のいわゆる正統派の総裁の久原房之助、非正統派の中島、そして民政党の町田は、政党の小康状態を支える資金は提供できたものの、有力な首班候補とはいえなかった。

日中戦争が始まると、政党の中からは、戦争への協力を掲げることでこの膠着状態を打破し、自らの存在意義を認めさせようとする動きが出てくる。政友会の前田・中島らを中心とする、近衛新党構想がそれであった。だが町田ら民政党主流派が先手をとってこれに合流することで、近衛新党は党派性を欠いた大政翼賛会となる。既成政党の枠を自ら変革してみせることで、新しい体制への影響力を確保しようとする政治戦略が、一貫してうかがえる経緯であった。

第二節では、上記の政治戦略を可能にした当時の「立憲政治」観を明らかにしている。

明治憲法にのっとれば、政党のみが政権を掌握することは批判できたが、政党を政権から排除することは正当化できなかつた。議会を軽視することはさらに困難であった。それは、1936年に陸軍の議会制度改革論が流布した際に、陸軍が政党内閣への反対を明言しつつも議会政治は尊重すると表明しなければならなかつたことに象徴されている。

多くの論者が、「日本独特の立憲政治」とは、イギリスの二大政党制でもドイツ・イタリア・ソ連の単一政党制でもなく、天皇大権と調和した議会の重要性を組み込んだものであると論じた。こうした論調は、政党内閣によらない「立憲政治」が成功した前例として、明治期の記憶を援用できることもあり、強い反発を受けずに普及しえたのである。

第三節では日中戦争下の租税政策を検討している。日中戦争は、「事変」と呼ばれたこと

が象徴するように、長期化するという認識が当初共有されておらず、場当たりの増税が重なった。

しかし大規模な戦闘が当面一段落しつつ、長期戦化が明らかとなっていた1940年に、重要な税制改革が実現する。これは戦時への対応のみならず、それ以前からあった平等化の要請にも応えようとしたものであり、議会でも活発に論議が行われた。蔵相にも、民政党の桜内幸雄が起用された。戦争の是非ではなく、戦時体制のあり方に関心を集中させることで、議会は内閣の政策実現を左右し、時にその交代を促す要因であり続けた。

第三章「再建の時代 1941～45年」は、日米戦争という非常事態の中で、議会が戦争遂行に協力しつつ、協力する権限・権威は維持するという意味での「立憲政治」が「再建」されたことの意義を検証している。

第一節では戦時下の議会議を描く。東条英機内閣の下で行われた1942年の総選挙は、旧既成政党の存在感を確認させるものであった。挙国一致状況を内外にアピールするためには、政府は当選が確実な地盤を持つ候補者に依存せざるをえなかった。しかも、解党は既成政党批判を空転させたため、岸信介商工大臣をはじめとする各界の有力者が新人として立候補する姿が見られた。こうして、議会は権威を一部回復することに成功する。翼賛議員同盟も、阿部信行という元首相の総裁を擁して交渉の窓口とし、後継総裁が有力でないと思えばと反対運動を行うなど、一定の主体性を有していたとする。

第二節では、かつて憲法によって批判されていた政党が、憲法、その運用の成功例としての明治、さらには「国体」を援用して自らの立場を擁護するようになったことを指摘する。挙国一致に協力している実績を前提にしてこそ可能なことであった。

第三節では、戦争に協力することで自己主張する、というあり方を租税政策において確認する。

議会の権限は制約され、審議日数も短縮されるが、予算と増税については重要な関門としての役割を果たし続けた。増税への協賛に存在意義を見出す点は鳩山ら少数野党も例外ではなかった。議員からはインフレ防止のための増税論があがり、政府が生産を阻害することを恐れて抵抗する、という構図すらみられた。日米戦争期の租税政策は、平等化よりも生産増強を重視する方向に傾斜するが、議会はこれを認めつつ、悪性インフレといった国民生活への悪影響への対処を求めていったといえよう。

これを背景に、戦争遂行のためには体制変革よりも旧体制の温存が優先されていく。1943年には、企業の利潤を尊重した公定価格の設定が決まり（「緊急物価対策要綱」、商工省の工業部門が企画院を統合して軍需省となった。1942年には、経済統制の権限が政府から統制会に一部移譲されている。

石橋湛山の言論も、以上の文脈において理解できる。石橋は、戦争する以上はその合理的な遂行のための処方箋を様々に提供しようとし、その中に、平時に必要な経済政策上の配慮を極力織り込もうとしたのである。

本論文への評価は以下の通りである。

本論文は、困難な時代の政党の主観的な期待と、そこから展開される政治戦略を内在的に理解しようとしたものである。この政治戦略を引照基準とすることで、政党内部の対立や力関係について、簡潔ながら的を得た理解が散見される。

また、「立憲政治」といった概念について、その意味が一義的に決定されるのではなく、歴史的文脈の中で形成されることを重視している点で、歴史研究にふさわしい動機を備えたものといえる。権力過程というよりは「立憲政治」をめぐる論調を描くことに成功をおさめており、本論文の読者は、同時代の史料を読む上で、現代人の持つ先入観から相当程度、解放されるであろう。

明治期の「立憲政治」の成功体験が回顧されたこと、経済政策をめぐる「平時」の対立軸が姿をかえつつも作用していたこと、を強調した点には、昭和戦前・戦時を異常な時代として特別視するのではなく、広い通時的視野の中に位置づけようとした意欲がうかがえる。

一方で本論文には、見逃しえない問題点がある。

第一に、新しい解釈を急ぐあまり、用語にあいまいさや混乱が見られる。例えば「政党政治」は政党内閣のことであろうが、広く政党が関与する政治として用いる方が自然であったろう。「立憲政治」という用語も、議会がただ存在している以上の意味があるのか、天皇大権への制限を軽視して成り立つのか、といった批判を招くであろう。

第二に、価値判断の次元で論争的であるあまり、事実関係の次元ではどの点が斬新なのか分かりにくいところがある。特に、本論文の知見がもつばら政党の主観的な願望にとどまり、軍部との力関係を含めた政治全体に及んでいないことは残念である。各章第三節の政策分析も、やや表層的である。各国の戦時体制との比較をより意識すべきであったろう。

とはいえ、以上の欠点の一部は、政党・議会のなしうるものが縮小しつつあった時代のまさに政党・議회를再評価するという、本論文のテーマ設定から必然的に生ずるものでもある。これを以て本論文の意義を否定し去ることは、適切ではないであろう。

以上から、本論文の筆者が自立した研究者あるいはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度な研究能力およびその基礎となる豊かな学識を備えていることは明らかであり、本論文は博士（法学）の学位を授与するにふさわしいと判定する。